

令和2年度プレミアム付がんばれ大江商品券事業特定事業者募集要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済の活性化対策として販売するプレミアム付がんばれ大江商品券を取扱う店舗等の事業者（以下「特定事業者」という。）を募集する。

2. 応募要件

- (1) 申請者が大江町内に事業所等を有する事業者又は大江町商工会（以下「商工会」という。）に加盟する事業者であること。
- (2) 市町村民税等に滞納がないこと。
- (3) 各種関係法令等を遵守し事業を行っていること。
- (4) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

3. 商品券の使用範囲等

- (1) プレミアム付がんばれ大江商品券の使用期間は、令和2年8月1日(土)から令和2年11月30日(月)までとする。
- (2) 使用されたプレミアム付がんばれ大江商品券の券面金額の合計額が、対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行わないものとする。
- (3) プレミアム付がんばれ大江商品券は、次に掲げる物品及び役務等の提供を受けるために使用することはできない。
 - ① 不動産や金融商品
 - ② たばこ
 - ③ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ⑤ 国税、地方税や使用料などの公租公課

4. 応募方法

特定事業者として登録を希望する事業者は、様式1に必要事項を記入し、町長へ提出するものとする。

なお、商工会に加盟する事業者については様式2により商工会が代理申請することができるものとする。

5. 募集期間

令和2年6月26日（金）から令和2年7月10日（金）まで

6. 登録の決定

町長は、申請のあった事業者について特定事業者として適正であると認めた場合は、当該事業者に対し特定事業者登録証明書を交付するものとする。

7. 登録の取り消し

町長は、特定事業者が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 応募内容に虚偽があったとき。
- (2) 商品券取扱店舗として相応しくない行為があったとき。

8. 応募・問合せ先

- (1) 応募に関する問い合わせ先

大江町商工会

〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢 876-18

T E L : 0237-62-4128 F A X : 0237-62-4129

E - m a i l : ooe@shokokai-yamagata.or.jp

- (2) その他プレミアム付がんばれ大江商品券事業に関する問い合わせ先

大江町政策推進課起業推進係

〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢 882-1

T E L : 0237-62-2139 F A X : 0237-62-4736

E - m a i l : kanko@town.oe.yamagata.jp

附則

1. この要項は令和2年6月18日から施行する。